

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城町長

公表日

令和4年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳法に基づき住民記録と戸籍の附票の管理を行っている。・住民記録の業務は、窓口における住民異動届の受付審査、異動内容の記録、附票通知(19条1, 3, 4項通知)の処理、法務省通知に分けられており、住民異動届の内容により、住民票、転出証明書等を作成し交付と住民票及び附票管理を行っている。・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の生成依頼及び本人確認情報を通知している。・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の通知及び個人番号カードを交付するための送付先情報を送信する。・中間サーバーへの住民票に関する情報を送付する。
③システムの名称	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, バックアップシステム, コンビニエンスストア証明書等交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル 4. 申請書情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none">・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等)2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)<ul style="list-style-type: none">・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(情報提供) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 117, 120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第20条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条の5, 第45条, 第47条, 第48条, 第49条, 第49条の2, 第53条, 第54条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3</p> <p>(情報照会) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活経済部町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 029-292-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	生活経済部町民課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 029-292-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月11日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠		2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)に、第22条(転入届)を追記する。	事後	
平成27年9月11日	I-6他の評価実施機関	地方公共団体情報システム機構	記載なし	事後	
平成29年3月31日	I-7関連情報7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029-292-1111	総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029-292-1111	事後	
平成30年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月31日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	
平成30年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年12月31日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	
平成31年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月31日	IV リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う記載
平成31年3月31日	I-7関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法に基づき住民記録と戸籍の附票の管理を行っている。 ・住民記録の業務は、窓口における住民異動届の受付審査、異動内容の記録、附票通知(19条1, 3, 4項通知)の処理、法務省通知に分けられており、住民異動届の内容により記録された内容により、住民票、転出証明書等を作成し交付と住民票の及び附票管理を行っている。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の生成依頼及び本人確認情報を通知している。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の通知及び個人番号カードを交付するための送付先情報を送信する。 ・中間サーバーへの住民票に関する情報を送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法に基づき住民記録と戸籍の附票の管理を行っている。 ・住民記録の業務は、窓口における住民異動届の受付審査、異動内容の記録、附票通知(19条1, 3, 4項通知)の処理、法務省通知に分けられており、住民異動届の内容により、住民票、転出証明書等を作成し交付と住民票及び附票管理を行っている。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の生成依頼及び本人確認情報を通知している。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の通知及び個人番号カードを交付するための送付先情報を送信する。 ・中間サーバーへの住民票に関する情報を送付する。 	事後	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年9月1日	1. ③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、コンビニエンスストア証明書等交付システム	事後	
令和4年9月1日	4. ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報提供) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) (情報照会) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報提供) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 117, 120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の5、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 (情報照会) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) 	事後	